

総会

配布：一般

2014年2月7日

第68会期

議事日程議題 25

2013年12月20日に総会により採択された決議

〔第二委員会の報告書 (A/68/444) に基づく〕

68/232. 世界土壌デーおよび国際土壌年

総会は、

国際年の宣言に関する1998年12月15日の53/199と2006年12月20日の61/185の総会諸決議、および国際年と記念祭に関する1980年7月25日の経済社会理事会決議1980/67、とりわけ宣言のための合意された基準に関するその付属文書の第1項から第10項を、並びにその計画と資金調達のための基本的な準備が為される前に年が宣言されるべきでないことを述べている第13および14項を再確認し、

土壌は、農業開発、欠くことのできない生態系機能および食糧安全保障の基盤を構成し、それゆえに地球上の生命を維持することの鍵であることに留意し、

土壌の持続可能性は、増加する人口の圧力に対処する鍵であり、持続可能な土壌の管理を促進するための認識、擁護および支援が、健全な土壌そしてひいては食糧の安全が保障された世界並びに安定したまた持続的に使用された生態系に、寄与できることを認識し、

環境と開発に関するリオ宣言¹、アジェンダ21²、アジェンダ21の更なる実施のための計画³、持

¹ 環境と開発に関する国際連合会議の報告書、リオデジャネイロ、1992年6月3-14日、第I巻、会議により採択された決議（国際連合出版、Sales No. E.93.I.8 および正誤表）決議1、添付文書I。

² 同書、添付文書II。

³ 決議S-19/2、添付文書

持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言⁴、持続可能な開発に関する世界サミットの実施計画（ヨハネスブルグ実施計画）⁵および「我々の求める未来」と表題のついた持続可能な開発に関する国際連合会議の成果文書⁶を想起し、

土壌を含む、優良な土地管理、とりわけ経済成長、生物多様性、持続可能な農業と食糧の安全保障、貧困撲滅、女性の地位と能力の向上、気候変動に対処することおよび水の利用可能性の改善に対するその貢献、の経済的および社会的重要性を認識し、そして砂漠化、土地の劣化および干ばつが地球的次元の課題であり、またそれらが、全ての諸国、とりわけ開発途上国の持続可能な開発に対する重大な課題を与え続けていることを強調し、

利用可能な最高の科学情報を利用しつつまた持続可能な開発のあらゆる次元に基礎を置きつつ、限りある土壌資源についての意識を高めそしてその持続可能性を促進する、全ての段階における、緊急の必要性もまた認識し、

世界土壌デーおよび国際土壌年が、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約⁷の目的に一致して、砂漠化、土地劣化および干ばつの意識を高めることに寄与できることに留意し、

これらの理由により、土壌に関する同じ問題に関する国際年と世界デーが、前例を構成することなしに、例外的に同時に宣言されたことを認識し、

国際連合食糧農業機関の第38会期⁸の、同会議により2013年6月22日に採択された決議4/2013および5/2013を想起し、

1. 世界土壌デーとして12月5日を指定しそして2015年国際土壌年を宣言することを決定する。

⁴ 持続可能な開発に関する世界サミット報告書、ヨハネスブルグ、南アフリカ、2002年8月26日－9月4日（国際連合出版、Sales No. E.03.II.A.1 および正誤表）、第I章、決議1、添付文書。

⁵ 同書、決議2、添付文書。

⁶ 決議66/288、添付文書。

⁷ 国際連合、条約集、第1954巻、No.33480。

⁸ 国際連合食糧農業機関、文書C 2013/REP 参照。

2. 全ての加盟国、国際連合システムの諸組織および他の国際的や地域的な機構、並びに市民社会、非政府組織および個人に対し、適切なやり方で、同デーと同年を祝うことを招請する。

3. 政府、関連する地域的および国際的な機構、非政府組織、民間部門並びに他の関連する利害関係者に対し、同デーおよび同年を祝うため自発的な貢献を行うことを招請する。

4. 国際連合食糧農業機関に対し、経済社会理事会決議 1980/67 の添付文書に含まれた諸規定に注意して、また地球土壌パートナーシップの枠組の範囲内で、政府、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約⁷の事務局および他の関連する地域的と国際的な機構、市民社会並びに一般大衆と共同して、同デーと同年の実施を促進することを招請し、そしてまた国際連合食糧農業機関に対し、同デーおよび同年の評価に関するものを含む、この決議の実施において行われた進展について総会に報告し続けることを招請する。

5. この決議の実施から生じるあらゆる活動の経費は、自発的拠出金が利用できることとその提供を条件として、自発的拠出金から支払われるべきことを強調する。

6. 事務総長に対し、世界土壌デーおよび国際土壌年を記念するための活動を実施することを全ての加盟国に奨励するために、全ての加盟国の注意をこの決議に向けることを要請する。

第 71 回本会合

2013 年 12 月 20 日